

賛助会員規定

1. 会費

- (1) 臨時会員：1事業参加、1名につき会費5,000円とする。
- (2) 一般賛助会員：入会費50,000円とし、5年間据え置きとする。
- (3) 特別賛助会員：入会年度から5年後に、一般賛助会費を寄付された方。

2. 会員権利

- (1) 臨時会員：当研究会の行事（キャンプ、スキー等）に参加することができる。
- (2) 全賛助会員
 - 1) 当研究会主催の行事（キャンプ、スキー等）に特別割引料金（毎回5,000円）で、優先的に参加することができる。
 - 2) 当研究会主催の行事に知人を紹介することができる。
 - 3) キャンプ場及び、その周辺地域を訪問するための情報・サービス（交通機関、宿泊所等）を受けることができる。
- (3) 特別賛助会員
 - 1) 特別会員の家族は、特別賛助会員を対象とした特別行事（ファミリーキャンプ、スキーキャンプ、記念行事等）に参加することができる。
 - 2) 花山キャンプ期間中に、キャンプ場をご家族、ご友人で利用できる。

3. 入会

- (1) 臨時会員：当研究会の行事参加申込時に一時的に入会する。
- (2) 一般賛助会員：毎年5月に研究会主催行事参加経験者保護者に対し募集を行う。
- (3) 特別賛助会員：毎年5月に5年以上継続した一般賛助会員に対し募集を行う。

4. 退会

- (1) 臨時会員：臨時会員として参加した当研究会の行事終了時に退会する。
- (2) 一般賛助会員：原則として入会年度から5年後に随意に退会できる。退会の意思がない場合は会員権利を継続できる。会費は退会時に返却する。
- (3) 特別賛助会員：変更後、随意に退会できる。会費は退会時に返却できない。

平成21年4月1日制定